

労働力調査の情報提供に当たっての了解事項

平成14年2月8日

総務省統計局総務課長

福 井 武 弘

厚生労働省職業安定局雇用政策課長

渡 延 忠

総務省から厚生労働省に対する労働力調査の情報提供について、別紙
のとおり了解する。

(別紙)

厚生労働省に対する情報提供について

「労働力調査結果の取扱いについて」の考え方及び原則を堅持しつつ、厚生労働大臣より総務大臣に対し要請があったことを踏まえ、労働力調査結果の厚生労働省に対する情報提供については、厳格な情報管理を前提に、以下のとおり行う。

- 1 期日等 公表日前日総務大臣への報告後速やかな厚生労働大臣への説明が可能となるよう遅くとも正午、雇用政策課長に対し厳封手交
- 2 相手方 厚生労働大臣及び雇用政策課長
- 3 内 容 公表資料及び分析用資料